

2012年2月13日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家税務総局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第211号)

国家税務総局、研究開発機構の 購入国産設備の税金還付管理弁法を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家税務総局は、2011年12月14日付で『研究開発機構の購入国産設備の税金還付管理弁法』の印刷配布に関する公告』(国家税務総局公告2011年第73号、以下、『73号公告』という)を公布しました。これは、研究開発機構の購入国産設備の税金還付に関する研究開発機構および設備リストの範囲、税金還付認定手続、税金還付の申請などについて規定されたものです。

研究開発機構の購入設備については、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局が2011年10月10日付で『研究開発機構購入設備の税收政策の継続執行に関する通達』¹(財税[2011]88号、以下、『88号通達』という)を公布し、2011年1月1日から2015年12月31日の期間において、①外資研究開発センターの科学技術開発用品の輸入における輸入関税、輸入環節増値税、消費税の免税、ならびに②内資研究開発機構および外資研究開発センターの国産設備の購入における増値税の全額還付、を継続することを規定しました。その中で、購入国産設備の増値税全額還付に関する具体的な税金還付管理弁法については、別途制定するとされており、今回公布された『73号公告』は、その税金還付管理弁法を規定したものです。施行期間は『88号通達』と同様、2011年1月1日から2015年12月31日までとなっています。

『73号公告』の詳細は、以下の通りです。

1. 購入国産設備の増値税還付政策を適用する研究開発機構の範囲および設備リストの範囲

購入国産設備の増値税還付政策を適用する研究開発機構の範囲および設備リストの範囲については、『88号通達』に基づき執行すると規定されています。『88号通達』では、(1)研究開発機構の範囲および(2)設備リストの範囲は以下を含むと規定されています。

¹ 『88号通達』の詳細につきましては、ビジネスエクスプレス第194号をご参照ください。第194号は以下の URL から閲覧可能です。
http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.194.pdf

(1) 研究開発機構の範囲(『88号通達』)

- ① 『科学技術開発用品輸入税免税暫定規定』(財政部、税関総署、国家税務総局令第44号)に規定されている科学研究、技術開発機構

『科学技術開発用品輸入税免税暫定規定』(財政部、税関総署、国家税務総局令第44号)

- ◆ 科技部が財政部、税関総署および国家税務総局と共同で査定した科技体制改革過程において、企業に改制された、および企業に参入した、主に科学研究および技術開発業務に従事する機構
- ◆ 国家発展改革委員会が財政部、税関総署および国家税務総局と共同で査定した国家工程研究センター
- ◆ 国家発展改革委員会が財政部、税関総署、国家税務総局および科技部と共同で査定した企業技術センター
- ◆ 科技部が財政部、税関総署および国家税務総局と共同で査定した国家重点実験室および国家工程技術研究センター
- ◆ 財政部が国务院関連部門と共同で査定したその他の科学研究、技術開発機構

- ② 『科学研究および教学用品の輸入税収免税規定』(財政部、税関総署、国家税務総局令第45号)に規定されている科学研究機構および学校

『科学研究および教学用品の輸入税収免税規定』(財政部、税関総署、国家税務総局令第45号)

- ◆ 国务院の部、委員会、直属機構および省、自治区、直轄市、計画単列市に所属し、科学研究業務に専門的に従事する各種科学研究所
- ◆ 国家が学歴を承認した専科学校および専科学校以上の高等学歴教育を実施する高等学校
- ◆ 財政部が国务院関連部門と共同で査定したその他の科学研究機構および学校

- ③ 『88号通達』第1条に規定されている条件と合致する外資研究開発センター

		2009年9月30日 以前に設立	2009年10月1日 以降に設立
研究開発費用基準	独立法人の場合： 投資総額	500万米ドル以上	800万米ドル以上
	会社内に設立された部門/ 分公司である非独立法人 の場合： 研究開発 総投入	500万米ドル以上	800万米ドル以上
	研究開発経費年間支出額	1,000万元以上	—
専従研究および試験発展人員		90名以上	150名以上
設立以来購入した設備の取得原価の累計		1,000万元以上	2,000万元以上

(2) 設備リストの範囲(中国語原文、『88号通達』)

实验环境方面

- ◆ 教学实验仪器及装置
- ◆ 教学示教、演示仪器及装置
- ◆ 超净设备
- ◆ 特殊实验环境设备
- ◆ 特殊电源、光源设备
- ◆ 清洗循环设备
- ◆ 恒温设备
- ◆ 小型粉碎、研磨制备设备

样品制备设备和装置

- ◆ 特种泵类
- ◆ 培养设备
- ◆ 微量取样设备
- ◆ 分离、纯化、浓缩设备
- ◆ 气体、液体、固体混合设备
- ◆ 制气设备、气体压缩设备
- ◆ 专用制样设备、实验用注射、挤出、造粒、膜压设备、实验室样品前处理设备

实验室专用设备

- ◆ 特殊照相和摄影设备
- ◆ 科研飞机、船舶用关键设备
- ◆ 特种数据记录设备
- ◆ 材料科学专用设备、可靠性试验设备、微电子加工设备、通信模拟仿真设备、通信环境试验设备
- ◆ 小型熔炼设备、特殊焊接设备
- ◆ 小型染整、纺丝试验专用设备
- ◆ 电生理设备

【计算机工作站, 中型、大型计算机】

2. 税金還付認定手続の申請

購入国産設備の税金還付を享受する研究開発機構は、税金還付を申請手続する前に、以下の資料を主管税金還付税務機関²に提出し、購入国産設備の税金還付認定手続を申請する必要があります³。

【提出資料】

- ◆ 企業法人営業許可証の副本および組織機構コード証(原本およびコピー)
- ◆ 税務登記証の副本(原本およびコピー)
- ◆ 税金還付口座証明
- ◆ 税務機関が提出を要求するその他の資料

【認定取消手続】

研究開発機構に解散、破産、取消など購入国産設備の税金還付を取り消す事項が発生した場合、関連証書、資料を主管税金還付税務機関に提出し、認定取消手続を行わなければなりません。

【認定変更手続】

すでに購入国産設備の税金還付認定済みの研究開発機構について、認定内容に変更が発生した場合、関連管理機関の批准変更日から30日以内に関連証書、資料を主管税金還付税務機関に提出し、認定変更手続を行わなければなりません。

² 主管税金還付税務機関とは、研究開発機構の税金還付を主管する国家税務局を指します。

³ 『73号公告』の公布前にすでに輸出税金還付認定手続を行っている場合、再度、購入国産設備の税金還付認定手続を行う必要はありません。また、『外資研究開発センター購入設備の免税/税金還付資格審査弁法に関する商務部、財政部、税関総署、国家税務総局の通達』(商資発[2010]93号)の規定に基づき認定済みの外資研究開発センターは、購入した国産設備について『73号公告』を適用し、再度認定を受ける必要はありません。

3. 税金還付の申請

研究開発機構は、国産設備を購入して取得した増値税専用発票⁴の発行日から180日以内に、以下の書類を主管税金還付税務機関に送付し、税金還付を申請する必要があります⁵。ただし、期限を過ぎたら申告することができません。

【提出資料】

申請書類

- ◆ 研究開発機構の購入国産設備の税金還付申告審査認可表

同封書類

- ◆ 購入国産設備契約
- ◆ 増値税専用発票(控除綴り)
- ◆ 支払証憑
- ◆ 税務機関が提出を要求するその他の資料

4. 監督管理期間内に発生した変更に対する追加納付

主管税金還付税務機関は、研究開発機構の税金還付済みの国産設備に対して、増値税専用発票の発行日から5年間、監督管理を行います。この監督管理期間内に設備所有権の転移行為もしくは別の用途のための移動等の行為が発生した場合、研究開発機構は必ず、以下の計算式に基づき、主管税金還付税務機関で還付済みの税金を追加納付しなければなりません。

$$\text{追加納付すべき税金} = \text{増値税専用発票に明記されている金額} \times \frac{(\text{設備取得原価} - \text{減価償却計上累計})}{\text{設備取得原価}} \times \text{増値税適用税率}$$

5. 取得済み発票の税金還付申告時期

以下の取得済みの発票については、2012年4月30日前に税金還付を申告することが許可されており、発票が真実で、発票に列挙されている設備が規定に基づき申告納税済みであることを主管税金還付税務機関が確認した後、税金還付が行われます。

- ◆ 『73号公告』公布前に研究開発機構が取得済みの増値税専用発票
- ◆ 研究開発機構が取得済みの増値税偽造防止税金統制システムを取り入れた増値税普通発票

⁴ 増値税一般納税者に属する研究開発機構が国産設備を仕入れて取得した増値税専用発票は、規定されている認定期限内に認証手続を行わなければならない、認証していない、もしくは認証を通過していない場合、税金還付を申告してはなりません。

⁵ 研究開発機構が国産設備を購入して取得した増値税専用発票について控除を申告済みの場合、税金還付を申告してはなりません。また税金還付を申告済みの増値税専用発票について、仕入税額控除を申告してはなりません。

『73号公告』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および9ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家税務総局

国家税務総局公告2011年第73号

『研究開発機構の購入国産設備の税金還付管理弁法』の印刷配布に関する公告

商財政部を経て、ここに『研究開発機構の購入国産設備の税金還付管理弁法』を公布し、2011年1月1日から2015年12月31日まで施行する。

特にここに公告する。

添付資料: 研究開発機構の購入国産設備の税金還付申告審査認可表

国家税務総局

2011年12月14日

『研究開発機構の購入国産設備の税金還付管理弁法』

第1条 研究開発機構の購入国産設備の税金還付管理を規範化するため、『研究開発機構購入設備の税收政策の継続執行に関する財政部、商務部、税関総署、国家税務総局の通達』(財税[2011]88号)の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 研究開発機構の税金還付を主管する国家税務局(以下、「主管税金還付税務機関」という)は、研究開発機構の購入国産設備の税金還付の認定、審査認可および監督管理業務の責任を負う。

第3条 購入国産設備が増値税還付政策を適用する研究開発機構の範囲および設備リストの範囲については、財税[2011]88号文書の関連規定に基づき執行する。

第4条 購入国産設備の税金還付を享受する研究開発機構は、税金還付を申請手続する前に、以下の資料を主管税金還付税務機関に提出し、購入国産設備の税金還付認定手続を申請しなければならない。

- (1) 企業法人営業許可証の副本および組織機構コード証(原本およびコピー)
- (2) 税務登記証の副本(原本およびコピー)
- (3) 税金還付口座証明
- (4) 税務機関が提出を要求するその他の資料

本弁法の公布前にすでに輸出税金還付認定手続を行っている場合、再度、購入国産設備の税金還付認定手続を行わない。

第5条 研究開発機構に解散、破産、取消、およびその他、法により購入国産設備の税金還付を取り消す事項が発生した場合、関連証書、資料をその主管税金還付税務機関に提出し、認定取消手続を行わなければならない。すでに購入国産設備の税金還付認定済みの研究開発機構について、その認定内容に変更が発生した場合、関連管理機関の批准変更日から30日以内に関連証書、資料をその主管税金還付税務機関に提出し、認定変更手続を行わなければならない。

第6条 研究開発機構は、国産設備を購入して取得した増値税専用発票の発行日から180日以内に、その主管税金還付税務機関に「研究開発機構の購入国産設備の税金還付申告審査認可表」(添付資料参照)を送付し、税金還付を申請しなければならず、期限を過ぎたら申告してはならない。税金還付を申請するとき、以下の資料を同封しなければならない。

- (1) 購入国産設備契約
- (2) 増値税専用発票(控除綴り)
- (3) 支払証憑

(4) 税務機関が提出を要求するその他の資料

増値税一般納税者に属する研究開発機構が国産設備を仕入れて取得した増値税専用発票は、規定されている認定期限内に認証手続を行わなければならない。認証していない、もしくは認証を通過していない場合、税金還付を申告してはならない。

第7条 増値税一般納税者に属する研究開発機構の税金還付申請に対して、主管税金還付税務機関は増値税専用発票の会計監査情報照合に誤りがないとの状況下で、税金還付を行わなければならない。非増値税一般納税者に属する研究開発機構の税金還付申請に対して、主管税金還付税務機関は、書面調査し、増値税専用発票が真実で、発票に列挙されている設備が規定に基づき申告納税済みであることを確認した後、税金還付を行うことができる。

第8条 購入国産設備の還付すべき税額は、増値税専用発票に明記されている税額に基づき確定する。企業が購入設備代金を全額支払っていない場合、支払済みの割合と増値税専用発票に明記されている税額に基づき、還付すべき税金を確定する。未払い部分に相応する税金については、企業が実際に代金を支払った後、再度税金還付するものとする。

第9条 研究開発機構が国産設備を購入して取得した増値税専用発票について控除を申告済みの場合、税金還付を申告してはならない。税金還付を申告済みの増値税専用発票について、研究開発機構は仕入税額控除を申告してはならない。

第10条 主管税金還付税務機関は、研究開発機構の購入国産設備の税金還付状況台帳を設置し、かつ需要に基づき、実地調査を行わなければならない。

第11条 研究開発機構の税金還付済みの国産設備について、主管税金還付税務機関は監督管理を行い、監督管理期間は5年とする。監督管理期間の開始時期は、増値税専用発票の発行日を基準とする。監督管理期間内に設備所有権の転移行為もしくは別の用途のための移動等の行為が発生した場合、研究開発機構は必ず、以下の計算公式に基づき、主管税金還付税務機関で還付済みの税金を追加納付しなければならない。

追加納付すべき税金＝増値税専用発票に明記されている金額×(設備減価償却残額÷設備取得原価)×増値税適用税率

設備減価償却残額＝設備取得原価－減価償却計上累計

設備取得原価および計上済みの減価償却は、所得税法に規定されている方法に基づき計算する。

第12条 研究開発機構が購入国産設備の税金還付資格を詐称する、控除を申告した上に税金還付も申告する、購入国産設備業務を虚構する、虚偽の税金還付申告資料を提供する等の手段で、国産設備の還付税金をだまし取った場合、関連法令法規に基づき処理する。

第13条 本弁法の施行期限は、2011年1月1日から2015年12月31日とする。この期間に発行した増値税専用発票の税金還付管理については、本弁法を適用する。

第14条 本弁法公布前に研究開発機構が取得済みの増値税専用発票については、2012年4月30日前に税金還付を申告することを許可し、主管税金還付税務機関は本弁法第7条の規定に基づき、税金還付を行う。研究開発機構が取得済みの増値税偽造防止税金統制システムを取り入れた増値税普通発票は、2012年4月30日前に税金還付を申告することを許可し、主管税金還付税務機関は、書面調査で増値税普通発票が真実で、発票に列挙されている設備が規定に基づき申告納税済みであることを確認した後、税金還付を行う。

『外資研究開発センター購入設備の免税／税金還付資格審査弁法に関する商務部、財政部、税関総署、国家税務総局の通達』(商資発[2010]93号)の規定に基づき、認定済みの外資研究開発センターについて、それが購入した国産設備は本弁法を適用し、再度認定を受ける必要はない。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

国家税务总局
国家税务总局公告 2011 年第 73 号
关于印发《研发机构采购国产设备退税管理办法》的公告

经商财政部，现将《研发机构采购国产设备退税管理办法》予以发布，自 2011 年 1 月 1 日至 2015 年 12 月 31 日施行。

特此公告。

附件：研发机构采购国产设备退税申报审核审批表

国家税务总局
二〇一一年十二月十四日

《研发机构采购国产设备退税管理办法》

第一条 为规范研发机构采购国产设备退税管理，根据《财政部 商务部 海关总署 国家税务总局关于继续执行研发机构采购设备税收政策的通知》（财税[2011]88 号）的规定，制定本办法。

第二条 主管研发机构退税的国家税务局（以下简称“主管退税税务机关”）负责研发机构采购国产设备退税的认定、审核审批及监管工作。

第三条 采购国产设备适用退还增值税政策的研发机构范围和设备清单范围，按财税[2011]88 号文件相关规定执行。

第四条 享受采购国产设备退税的研发机构，应在申请办理退税前持以下资料向主管退税税务机关申请办理采购国产设备的退税认定手续。

- （一） 企业法人营业执照副本及组织机构代码证（原件及复印件）；
- （二） 税务登记证副本（原件及复印件）；
- （三） 退税账户证明；

(四) 税务机关要求提供的其他资料。

本办法下发前已办理出口退税认定手续的，不再办理采购国产设备的退税认定手续。

第五条 研发机构发生解散、破产、撤销以及其他依法应终止采购国产设备退税事项的，应持相关证件、资料向其主管退税税务机关办理注销认定手续。已办理采购国产设备退税认定的研发机构，其认定内容发生变化的，须自有关管理机关批准变更之日起 30 日内，持相关证件、资料向其主管退税税务机关办理变更认定手续。

第六条 研发机构应自购买国产设备取得的增值税专用发票开具之日起 180 日内，向其主管退税税务机关报送《研发机构采购国产设备退税申报审核审批表》（见附件）申请退税，逾期不得申报。申请退税时，附送以下资料：

- (一) 采购国产设备合同；
- (二) 增值税专用发票（抵扣联）；
- (三) 付款凭证；
- (四) 税务机关要求提供的其他资料。

属于增值税一般纳税人研发机构购进国产设备取得的增值税专用发票，应在规定的认证期限内办理认证手续。未认证或认证未通过的不得申报退税。

第七条 对属于增值税一般纳税人的研发机构的退税申请，主管退税税务机关必须在增值税专用发票稽核信息核对无误的情况下，办理退税。对属于非增值税一般纳税人研发机构的退税申请，主管退税税务机关必须发函调查，在确认增值税专用发票真实、发票所列设备已按照规定申报纳税后，方可办理退税。

第八条 采购国产设备的应退税额，按照增值税专用发票上注明的税额确定。凡企业未全额支付所购设备货款的，按照已付款比例和增值税专用发票上注明的税额确定应退税款；未付款部分的相应税款，待企业实际支付货款后再予退税。

第九条 研发机构采购国产设备取得的增值税专用发票已申报抵扣的，不得申报退税。已申报退税的增值税

专用发票，研发机构不得再申报进项税额抵扣。

第十条 主管退税税务机关应建立研发机构采购国产设备退税情况台账，并根据需要进行实地调查。

第十一条 研发机构已退税的国产设备，由主管退税税务机关进行监管，监管期为 5 年。监管期的起始时间以增值税专用发票开具日期为准。监管期内发生设备所有权转移行为或移作他用等行为的，研发机构必须按以下计算公式，向主管退税税务机关补缴已退税款。

应补税款=增值税专用发票上注明的金额×（设备折余价值÷设备原值）×适用增值税税率

设备折余价值=设备原值-累计已提折旧

设备原值和已提折旧按所得税法规定的办法计算。

第十二条 研发机构以假冒采购国产设备退税资格、既申报抵扣又申报退税、虚构采购国产设备业务、提供虚假退税申报资料等手段骗取国产设备退税款的，按照有关法律、法规处理。

第十三条 本办法施行期限为 2011 年 1 月 1 日至 2015 年 12 月 31 日。在此期间开具的增值税专用发票的退税管理适用本办法。

第十四条 对本办法下发前，研发机构已取得的增值税专用发票，准予在 2012 年 4 月 30 日前申报退税，主管退税税务机关按本办法第七条的规定，办理退税；研发机构已取得的纳入增值税防伪税控系统的增值税普通发票，准予在 2012 年 4 月 30 日前申报退税，主管退税税务机关在函调确认增值税普通发票真实、发票所列设备已按照规定申报纳税后，办理退税。

对按照《商务部 财政部 海关总署 税务总局关于外资研发中心采购设备免/退税资格审核办法的通知》（商资发[2010]93 号）规定已认定的外资研发中心，其采购的国产设备适用本办法，不需重新认定。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。